

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
株式会社JTB	東京都品川区東品川二丁目3番11号	

2. 指名停止措置期間 令和 6 年 7 月 9 日 ～ 令和 7 年 1 月 8 日（6箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する物品・役務調達契約等

4. 事実概要

青森市の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和6年5月30日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第5号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)